

**令和 7 年度漁業就業促進研修
一級小型船舶操縦士講習(第一種及び第二種)の受講生募集**

北海道立漁業研修所では、令和 7 年度漁業就業促進研修「一級小型船舶操縦士講習（第一種・第二種）」の受講生を募集しています。

この研修は、総トン数 20 トン未満の漁船の小型船舶操縦士（船長）資格を取得することを目的とした研修です。

研修内容は、航海・機関・運用などの船舶の操縦に係る学科講習と試験及び船舶の操船に係る実技講習及び試験です。（二級小型船舶操縦士免許をお持ちの方が一級に進級する場合、実技試験は免除されることから、学科講習と試験のみです。）

記

1 研修期間

第一種 第二種	学科講習	令和 7 年 11 月 9 日（日） ～ 令和 7 年 11 月 13 日（木）(5日間)
	学科試験	令和 7 年 11 月 14 日（金）午前
第一種 (進級除く)	実技講習	令和 7 年 11 月 4 日（火） ～ 令和 7 年 11 月 8 日（土）のうち1日間
	実技試験	令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 ～ 令和 7 年 11 月 16 日（日）のうち1日間

※ 学科：研修所 実技：七飯町／大沼（予定）

※ 上記実技講習・試験の日程については、受講生として
決定した際の通知によりお知らせします。

2 定 員 15 名

3 募集期限 令和 7 年 9 月 29 日（月）まで

4 受講対象者

- (1) 漁業就業者（※）であり、かつ、受講する研修の試験日に満 17 歳 9 月以上の年齢に達している者

※ 漁業就業者： 満 15 歳以上で過去 1 年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に、年間 30 日以上従事した者をいう。

- (2) 視力、聴力等の身体検査に合格できる者

I 視 力 (0.5以上（矯正視力可）の視力を有すること。片眼が0.5未満の場合もう片方の視野が150° 以上であること）

II 弁色力 （夜間において船舶の灯火の色を識別できること。）

III 聴 力 （5mの距離で話声等を弁別できること。〈補聴器使用可〉）

IV その他、国土交通省が定める所定の身体検査基準に達していること。

5 受講申込方法

研修受講申込書（別添の「様式 1」表裏一体）に必要事項を記入のうえ、関係漁協を経由し、北海道立漁業研修所に申し込んでください。

6 受講者の決定及び通知

募集締切後、受講申込者の中から書類選考し、受講者を決定します。

受講者を決定したときは、漁業協同組合を通じて、本人に受講決定を通知します。

7 研修経費(概算)

研修区分	合計	内 訳						
		研修受講料	寄宿舍使用料	食費	試験料等	教材費	実技講習料	その他
第一種	110,000円	4,920円	1,330円	8,450円	47,350円	7,120円	33,000円	7,830円
第一種(進級)	55,000円	4,920円	1,330円	8,450円	26,150円	7,120円	——	7,030円
第二種	75,000円	4,920円	1,330円	8,450円	46,150円	7,120円	——	7,030円

注1 学科講習期間中(11/9～11/13)は、当研修所寄宿舍に宿泊して全寮制で実施します。

注2 基本的に前泊(11/8)していただきます。このことから、食費は入所初日(11/9)の朝食分～学科試験日(11/14)の昼食分を含めた金額です。

注3 上記の金額には、補講・補習料は含まれておりません。

注4 実技講習期間及び実技試験日間に係る宿泊及び食事は、各自で予約・確保してください。

注5 研修受講料と、寄宿舍使用料については北海道立漁業研修所条例により定められている費用で、その他の経費は実費となります。納入方法については、受講決定通知時にお知らせします。

なお、市町村民税が非課税となっている世帯に属する方等については、**研修受講料の減免**(1/2)措置があります。

また、受講費用を主として負担する者が大規模な災害(知事の定めるものに限る。)により被害を受けた者である場合は、研修受講料及び宿泊施設使用料の免除措置があります。

詳しくは、漁業研修所へお問い合わせください。

8 その他

不明点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒041-1404 茅部郡鹿部町字本別 5 4 0 番地 1 9 8
北海道立漁業研修所 総務研修課 山田
TEL : 01372-7-5111 FAX : 01372-7-3042